

■議案第106号 四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

区長連絡会については、合併時の協議に基づき各地区区長会の代表による組織としてこれまで活動を行ってきましたが、合併後10年を経過したことから、平成27年度に組織体制や報酬等について見直しを行い、これまで窪川地域の区長会代表については1名としていましたが2名に変更し、また、町行政において住民代表による自治会活動の推進・活性化を図る組織として位置づけることとしました。

この見直しに併せて、区長連絡会会長、区長連絡会委員の報酬について、年額報酬を減額し、日額報酬を追加する改正を行うものです。

【改正の内容】

区長連絡会会長及び区長連絡会委員年額報酬を3万円減額し、日額報酬を加える。

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 本則及び附則 略 別表（第2条、第3条関係）		四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 本則及び附則 略 別表（第2条、第3条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
略	略	略	略
区長連絡 会会長	年額報酬 50,000円 出務報酬・1日 5,000円	区長連絡 会会長	年額 80,000円
区長連絡 会委員	年額報酬 20,000円 出務報酬・1日 5,000円	区長連絡 会委員	年額 50,000円
以下 略	以下 略	以下 略	以下 略